

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案について

平成26年10月

1 目的

法の目的・基本原則は以下のものを規定。

豊かで活力ある社会の実現を図るために、自らの意思によって職業生活を営み、又は當もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であり、そのため、

- 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用が行われること。
- 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること。
- 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと。

2 基本方針等

- (1) 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）。
- (2) 地方公共団体（都道府県、市町村）は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定（努力義務）。

3 事業主行動計画等

- (1) 国や地方公共団体、民間事業主は以下の事項を実施。（労働者が300人以下の民間事業主については努力義務）
 - ① 女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析
【参考】状況把握する事項：①女性採用比率 ②勤続年数男女差 ③労働時間の状況 ④女性管理職比率 等
 - ② ①の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等
 - ③ 女性の活躍に関する情報の公表（省令で定める事項のうち、事業主が選択して公表）
- (2) 国は、事業主行動計画の策定に関する指針の策定、優れた取組を行う一般事業主の認定等を行うこととする。

4 その他

- (1) 地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができるることとする。（任意）
- (2) 原則、公布日施行（事業主行動計画の策定については、平成28年4月1日施行）
- (3) 10年間の時限立法。

● 法案提出時期：10月中下旬（予定）